

(証券コード：8698)

平成21年12月11日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

マネックスグループ株式会社

代表取締役
社 長

松 本 大

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成21年12月25日（金）17時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付ください。

[インターネット等による議決権の行使]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネット等による議決権の行使に際しましては、38ページ～39ページの「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年12月26日（土）午後2時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールB7

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。なお、従来の定時株主総会と会場が異なりますので、ご注意ください。）

3. 目的事項

決 議 事 項

議 案 株式交換契約承認の件

議案の内容は、後記の株主総会参考書類（3ページ～37ページ）に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ですが、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に記載すべき事項に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.monexgroup.jp/>) において、周知させていただきます。

株主総会参考書類

議 案 株式交換契約承認の件

当社と、オリックス株式会社（以下「オリックス」といいます。）の完全子会社であるオリックス証券株式会社（以下「オリックス証券」といいます。）は、平成22年1月17日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、オリックス証券を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことに合意し、平成21年10月28日に株式交換契約を締結いたしました。

株主の皆様におかれましては、何卒、本株式交換の趣旨をご理解いただき、株式交換契約のご承認を賜りますようお願い申し上げます。

1. 株式交換を行う理由

当社の完全子会社であるマネックス証券株式会社（以下「マネックス証券」といいます。）とオリックス証券は、平成11年の株式委託手数料の完全自由化以来、インターネット証券の草分け的存在として、個人投資家に対して先進的な金融サービスを提供してまいりましたが、両社の持つ基盤をより一層確固たるものとし、新しい成長段階を目指すため、本株式交換の合意に至りました。

当社は、オリックス証券を完全子会社化した後、平成22年5月を目処としてマネックス証券と合併させる方針です。オリックス証券とマネックス証券の合併後の預かり資産残高は2兆1千億円を超え、証券口座数も130万を超えるなど、インターネット証券業界において我が国トップクラスの規模となる見込みです。上記の合併により、マネックス証券の過去の合併同様、システム関連費用の削減などを通じて大幅なコスト削減を達成し、大きな合併効果を実現することを企図しています。

なお、オリックス証券の親会社であるオリックスは、本株式交換によって、当社の新たに発行する普通株式を取得し、当社の主要株主となります。オリックスは、他社とのアライアンス政策を積極化させていくという経営方針をとっており、今回の資本提携を機に、今後両グループの連携、協働を推進し、企業価値の持続的向上を目指してまいります。

2. 株式交換契約の内容の概要

当社とオリックス証券が平成21年10月28日に締結した株式交換契約の内容は、以下のとおりであります。

株式交換契約書（写）

マネックスグループ株式会社（住所：東京都千代田区丸の内一丁目11番1号）（以下「甲」という）とオリックス証券株式会社（住所：東京都中央区日本橋富沢町8番5号）（以下「乙」という）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本株式交換契約」という）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本株式交換契約の定めに従い、甲が株式交換完全親会社、乙が株式交換完全子会社となる株式交換（以下「本株式交換」という）を行う。

第2条（株式交換に際して交付する株式及びその割当）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の株式数の合計に1.550を乗じた数の甲の普通株式を新たに発行し、交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、前項に基づき割当の対象となる乙の株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.550株の割合を割り当てる。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額
- (3) 利益準備金の額 0円

第4条（株式交換の効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、平成22年1月17日とする。但し、本株式交換の
手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、予め甲乙
協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条（株式交換契約の承認）

1. 甲は、平成21年12月26日を開催日として、会社法第795条第1項に定める
甲の株主総会の決議により、本株式交換契約の承認を受けるものとする。
但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場
合には、予め甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。
2. 乙は、平成21年12月26日に会社法第319条第1項の規定に基づき、本株式
交換契約の承認に関する提案を行うものとし、その株主全員から同日付で
書面又は電磁的記録による同意を取得するものとする。但し、本株式交換
の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、予め甲乙
協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本株式交換契約の締結後本株式交換の効力発生日までの間に
おいて、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、自らの業務執行及び管
理、運営を行い、相手方当事者の事前の書面による同意を得た場合を除
き、本株式交換の条件に影響を及ぼすような行為又は取引その他自らの財
産又は権利義務に重大な悪影響を及ぼし得る行為又は将来の損益状況に大
幅な悪化をもたらすような行為を行う場合には、予め甲乙協議し合意の
上、これを行うものとする。但し、乙が次条に規定される行為を行う場合
はこの限りでない。

第7条（剰余金の配当及び増資の制限）

乙は、本株式交換の効力発生日の前日までに、140億円を上限とする剰余
金の配当及びこれと同等額を払込金額とするオリックス株式会社に対する
自己株式195株の処分を行うものとする。

第8条（条件の変更及び解除）

本株式交換契約締結後効力発生日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲又は乙は本株式交換契約を解除することができ、また、甲乙協議し合意の上で本株式交換の条件を変更することができる。

第9条（本株式交換契約の効力）

本株式交換契約は、第5条各項に定める甲の株主総会の決議又は乙の会社法第319条第1項の規定に基づく手続による本株式交換契約の承認を受けることができない場合、又は本株式交換契約を実行するために本株式交換の効力発生日に先だって取得することが必要な法令に定める関係官庁の承認を本株式交換の効力発生日の到来までに受けることができない場合、その効力を失う。

第10条（準拠法及び管轄）

1. 本株式交換契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本株式交換契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本株式交換契約に定めなき事項及び本株式交換契約に関する疑義については、甲及び乙は、誠意を持って協議の上、これを解決する。

本株式交換契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年10月28日

甲：東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
マネックスグループ株式会社

代表取締役社長 松本 大 ㊤

乙：東京都中央区日本橋富沢町8番5号
オリックス証券株式会社

代表取締役社長 北山 久行 ㊤

3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要

(1) 株式交換に際して交付する株式の数の算定方法およびその割当ての相当性に関する事項

① 株式交換に係る割当ての内容

本株式交換に際してオリックス証券の普通株式1株に割当てられる当社の普通株式の数は、以下のとおりとします。

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	オリックス証券 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	1.550

(注) 1. 株式の割当比率

オリックス証券の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.550株を割当て交付します。

2. 株式交換により交付する株式数等

当社は、本株式交換により当社がオリックス証券の発行済株式の全部を取得する時点の直前時のオリックス証券の株主名簿に記載または記録された株主の有するオリックス証券の普通株式数の合計数に1.550を乗じて得た数の普通株式を新たに発行し、交付します。なお、オリックス証券は、平成21年11月18日付で自己株式の全部(25,805株)を消却しており、その結果交付する株式は673,002株となる予定です。なお、オリックスは当社の持株比率22.5%の株主となる見込みです。

② 株式交換比率の算定根拠等

本株式交換の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）について、当社はドイツ証券株式会社（以下「ドイツ証券」といいます。）に、オリックスはみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に、それぞれ算定を依頼しております。

ドイツ証券は、本株式交換比率算定の基礎となる当社の1株当たり価値について、市場株価方式、ディスカунテッド・キャッシュフロー方式（以下「DCF方式」といいます。）、その他一般に認められた複数の算定方式を採用しました。また、オリックス証券の1株当たり価値については、類似会社比較方式およびDCF方式を採用して算定し、本株式交換比率に関する算定結果を当社に提出しました。ドイツ証券による上記各評価方法による総合的な本株式交換比率算定結果は、当社1.00に対して、0.58～1.73のレンジとなります。これは、オリックス証券の普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数のレンジを表しています。

ドイツ証券はかかる算定にあたって当社およびオリックス証券から提供を受けた情報・資料等の正確性・完全性などについて一定の前提条件をおいており、また、かかる算定結果は、当社またはオリックス証券の株主に対し特定の議決権行使を推奨するものではありません。

なお、評価の基礎となる当社およびその他類似会社の株価（市場価格）については、平成21年10月26日を算定基準日として、算定基準日および算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の加重平均株価の分析を行っております。

みずほ証券は、当社については市場株価が存在することから市場株価基準法による算定を行うとともに、両社について類似企業比較法、貢献度分析による算定を行いました。みずほ証券は、かかる算定にあたって両社から提供を受けた情報・資料等の正確性・完全性などについて一定の前提条件をおいていますが、各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、オリックス証券の普通株式1株に割当てるとの当社の普通株式数を表しています。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ (当社=1.00)
オリックス証券株式	当社株式	
類似企業比較法	市場株価基準法	0.99～1.90
類似企業比較法	類似企業比較法	0.93～1.67
貢献度分析	貢献度分析	1.54～2.05

なお、市場株価基準法については、平成21年10月27日を算定基準日として、算定基準日の終値株価、算定基準日から遡る1週間の終値平均株価、算定基準日から遡る1ヶ月間の終値平均株価、算定基準日から遡る3ヶ月間の終値平均株価を、採用いたしました。

当社、オリックスおよびオリックス証券は、当社およびオリックスがそれぞれ上記の第三者機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、当社およびオリックス証券の財務状況、財務予測および市場株価の動向等の要因を勘案し、慎重に検討した上で、交渉・協議を重ねました。その結果、当社、オリックスおよびオリックス証券は、それぞれ本株式交換比率は妥当であり、当社およびオリックス証券の株主の利益に資するものであると判断し、当社およびオリックス証券は、平成21年10月28日に開催されたそれぞれの取締役会において本株式交換比率に基づく本株式交換を決議し、同日両社間で株式交換契約を締結いたしました。

(2) 当社の資本金および準備金の額に係る定め相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金および準備金に関する事項については、会社計算規則第39条の規定にしたがい、当社の資本政策を踏まえて以下のとおりとしました。

- ① 資本金の増加額 : 0円
- ② 資本準備金の増加額 : 会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額
- ③ 利益準備金の増加額 : 0円

(3) オリックス証券の最終事業年度に係る計算書類等の内容

事 業 報 告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 会社の状況に関する重要な事項

1-1. 事業の経過及び成果の状況

当事業年度におけるわが国経済を振り返ると、2007年夏に米国に端を発したサブプライムローンによる金融危機の影響から世界的な景気後退へと進む中、第1四半期においては原油・原材料価格の高騰、第2四半期においては米国リーマンブラザーズの破綻をきっかけとする欧米の金融不安の再燃、第3四半期においては円の急伸による輸出企業の収益悪化など取り巻く環境はますます厳しいものとなりました。国内株式市場においては、期初に日経平均株価12,000円台で始まったものの、9月には欧米の金融不安が再燃し、10月にはバブル崩壊後最安値を更新する7,162円にまで急落いたしました。その後米国の景気対策への期待感から1月には一時9,300円台にまで上昇する場面もありましたが、企業業績の悪化、円高の進行、金融不安が再燃したことから再び下落し、3月には10月の最安値を更に更新し7,054円となる場面もありました。

このような環境下、当社においては私設取引システムへの参加、インターネットによる債券取引サービスの提供、CFDサービスの導入等により、取引機会の拡充及び顧客サービスの向上に努めました。また年度末には、顧客満足度の更なる向上と営業基盤の強化を目的にジェット証券株式会社と合併いたしました。本合併により年度末のオンライン口座数は269,356口座（前期末166,451口座）、外国為替保証金取引口座数は42,855口座（前期末31,997口座）となり、前期末に比べそれぞれ約10万3千口座、約1万9百口座増となりました。しかしながら、株式市況の低迷等の影響から、当期の株式等委託手数料は2,701百万円（前期比72%）、外国為替保証金取引手数料を含むその他受入手数料は2,267百万円（前期比73%）、受入手数料全体で5,044百万円（前期比72%）となりました。また、金融収支は1,229百万円（前期比58%）、トレーディング損益は173百万円（前期比42%）を計上しております。

販売費・一般管理費は、人件費についてはほぼ横ばいとなりましたが、広告宣伝費等の減少により6,099百万円（前期比96%）となりました。

以上の結果、当期の営業利益は347百万円（前期は3,148百万円）、経常利益は377百万円、当期純利益は607百万円となりました。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成21年3月29日をもってジェット証券株式会社を吸収合併いたしました。

1-3. 財産及び損益の状況

区 分	第53期 (17.4.1～ 18.3.31)	第54期 (18.4.1～ 19.3.31)	第55期 (19.4.1～ 20.3.31)	第56期 (20.4.1～ 21.3.31)
営 業 収 益	12,777百万円	11,489百万円	10,277百万円	7,019百万円
純 営 業 収 益	12,120百万円	10,796百万円	9,474百万円	6,447百万円
（うち受入手数料）	8,810百万円	7,850百万円	6,943百万円	5,044百万円
経 常 利 益（損失）	6,778百万円	5,129百万円	3,200百万円	377百万円
当 期 純 利 益（損失）	3,800百万円	2,936百万円	1,849百万円	607百万円
1株当たり当期純利益（損失）	8,261円16銭	6,383円49銭	4,020円94銭	1,322円49銭
純 資 産	12,668百万円	15,604百万円	17,449百万円	17,396百万円
総 資 産	186,128百万円	156,064百万円	101,130百万円	95,144百万円

(注) 1. 1株当たりの当期純利益（損失）は、期中平均株式数に基づき、銭未満を四捨五入して算出しております。

2. その他の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1-4. 対処すべき課題

世界的な金融の混乱の影響も残り、引き続き国内景気も停滞が予想されます。そのような環境下、当社では2009年3月末に実現いたしましたジェット証券株式会社との合併を活かし、収益増のシナジーを追求するとともに、経費面ではシステム統合の効果による削減を課題として認識しております。顧客口座も約27万口座となり、取り扱い商品それぞれで飛躍的な伸びを目指します。新年度には株式会社大阪証券取引所の外国為替証拠金取引も開始を予定しており、昨年度同様、株式のブローカレッジに固執することなく、お客様のニーズに応えてまいります。

法人関連ビジネスは、引受部門、法人営業部門とも資本市場の混乱を受け低迷いたしました。一方で企業金融部がファイナンシャルアドバイザー契約を獲得するなど新たな取組も成果を上げつつあります。収益を生み出す商品を見極めるとともに、新年度の早い段階でオリックスグループとのシナジー効果を活かす体制への組織改編を考えております。

金融商品取引法の施行への対応も一段落しましたが、オンライン証券会社として、さらなるシステム整備、顧客サービス、品質管理を目指す必要があります。コンプライアンス体制、システム品質管理等を高度化するため、審査コンプライアンス部の充実、体制整備を着実に行ってまいります。

1-5. 主要な事業内容

- (1) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- (2) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- (3) 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理ならびに外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (4) 有価証券の引受け及び売出し
- (5) 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- (6) 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
- (7) 金銭又は有価証券若しくは証書の預託の受入れ
- (8) 社債等の振替

- (9) 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理
- (10) 信用取引に付随する金銭の貸付け
- (11) 保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け
- (12) 有価証券に関する顧客の代理
- (13) 投資信託又は外国投資信託の受益証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理
- (14) 投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理
- (15) 累積投資契約の締結
- (16) 有価証券に関連する情報の提供又は助言
- (17) 他の金融商品取引業者等の業務の代理
- (18) 他の事業者の経営に関する相談に応じる業務
- (19) 通貨その他デリバティブ取引に関連する資産として政令で定めるものの売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
- (20) 譲渡性預金その他金銭債権の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
- (21) 有価証券の募集又は私募
- (22) みなし有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- (23) みなし有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- (24) 取引所金融商品市場におけるみなし有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理ならびに外国金融商品市場におけるみなし有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (25) みなし有価証券の売出し
- (26) みなし有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- (27) 貸金業その他金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務
- (28) 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- (29) 組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- (30) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理店業
- (31) 物品賃貸業

- (32) 顧客紹介業
- (33) 広告業
- (34) パソコン及びパソコン周辺機器の販売の取次ぎ又は代理業務
- (35) 書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作、販売業務
- (36) 市外回線サービス・有料放送・プロバイダー・携帯端末の加入取次業
- (37) 通信販売業
- (38) 情報処理・情報提供サービス
- (39) 各種イベントの企画・運営
- (40) 金融商品取引業に付随する業務
- (41) その他前各号に附随する業務及び金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務

1-6. 主要な営業所、使用人の状況

本店所在地：東京都中央区日本橋人形町一丁目3番8号 沢の鶴人形町ビル

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	90名	19名増	44.1歳	7.8年
女 子	61名	8名増	38.4歳	7.1年
合 計	151名	27名増	41.8歳	7.5年

- (注) 1. 上記従業員には、歩合外務員2名が含まれております。
2. 前事業年度末に比べ従業員数が27名増加しておりますが、その主な理由はジェット証券株式会社との合併に伴い同社の従業員を受け入れたことによるものであります。

1-7. 重要な親会社・子会社の状況

当社の親会社はオリックス株式会社であり、同社は当社の議決権を100%所有しております。当社の業務展開においては、資本・人的関係を含めて親会社と連携を保ちつつ、グループシナジーの強化を図っております。

1-8. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金の種類	借入残高
東京証券信用組合	短期借入金	500百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	短期借入金	100百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	短期借入金	50百万円

2. 株式に関する事項

大株主の状況

名前または名称	持株数
オリックス株式会社	434,000株

3. 会社役員に関する事項

地位	氏名	他の法人等の代表状況等
代表取締役	北山久行	ドットコモディティ株式会社取締役
取締役	鏑木耕三	
取締役	小林寛	
取締役	岡本信明	
取締役	森崎正識	
監査役	栗井英明	
監査役	松本昭	

- (注) 1. 取締役小野義夫氏及び縣信太郎氏は平成20年4月1日付で辞任いたしました。
取締役鏑木耕三氏は平成21年3月29日付で辞任いたしました。
2. 監査役松本 昭氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4. 会計監査人設置会社の特則

4-1. 会計監査人の名称

あずさ監査法人

4-2. 報酬額

会社法第436条第2項第1号の業務に係る報酬等の金額 14,863千円

4-3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して「公認会計士法」第2条第1項の業務以外の非監査業務として、顧客資産の分別管理の状況に係る分別管理監査についての検証業務を受けております。

5. 業務の適正を確保するための体制

別紙のとおり内部統制基本規則を定めております。

内部統制基本規則

第1条（目的）

この規則は、定款の定めに従い、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制を整備するため、その基本事項を定めることを目的とする。

第2条（オリックスが定める理念、規則等の適用）

オリックス株式会社（以下「オリックス」という）が定める「理念」、「経営方針」、「行動指針」、「目指す企業像」、「企業行動規範」、「役員員行動規範」は、当会社も同様とする。

2. 前項の他、オリックスがその企業集団に関する規則等を定めた場合、当該規則等は当会社の規則等として有効に適用されるものとする。この場合、合理的に必要な語句の読み替えが当然に行われるものとする。ただし、それらの規則等の適用が合理的な理由により困難である場合または妥当でない場合はこの限りでない。

第3条（オリックス指名者への事前連絡）

当会社の運営、管理、その他の事項（ただし、法令または定款により株主総会の決議によらなければならない事項を除く）の決定について、オリックスは、オリックスが指名する者（オリックスの一定の職位にある者を含む。以下「オリックス指名者」という）に事前に連絡するべきものとすることを要求することができるものとし、取締役はこれに従う。

第4条（取締役および使用人の職務の執行／法令等適合の確保）

取締役は、自らおよび使用人を用いてその職務を執行するにあたり、法令、定款および当会社の規則に適合して行わなければならない。

2. 前項のため、取締役および使用人は、その職務を執行しようとする場合、その職務執行が法令、定款および当会社の規則に適合するかにつき、必要に応じて事前に、専門的知識を有する者（弁護士その他の外部の者を含む）の意見を徴するものとする。

3. 職務の執行の決定および職務の執行については、原則として権限および手続等を明確にし、必要な規則を定めるものとする。当該規則においては、必要とすべき場合に専門的知識を有する者との協議等を要する旨を定めるものとする。

第5条（取締役の職務の執行／情報の保存）

取締役および使用人の職務の執行の決定および職務の執行については、前条第3項所定の規則の定めるところにより、稟議書その他による記録を作成して行い、それら記録を保存するものとする。それら記録の作成および記録の保存方法等について必要な規則を定めるものとする。

第6条（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

取締役は、当会社に損失を及ぼす可能性のある危険について、その内容、影響度等を予め想定し掌握、評価するとともに、重要なものについて分類する等し、必要かつ可能な危険の回避、軽減などの措置を取り、危険が現実化した場合の対処方法を決定するなどし、危険を未然に防止し管理するものとする。取締役は、このために必要な機構を編成し、業務分掌および権限を定め、その他必要な規則その他文書を定める等する。

第7条（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

取締役は、当会社の事業の種類、特性および規模等に応じて、機構を編成し、業務分掌および権限を定め、その他必要な規則等文書を定め、情報システムを整備する等して、自らおよび使用人をして行う職務の執行が効率的に行われるようにするものとする。

第8条（企業集団における業務の適正を確保するための体制）

当社が子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。以下同様）を有する場合、取締役は、子会社をして本規則と同等の内容の規則を定めさせるとともに、子会社の取締役が当該規則を遵守することを監督するものとする。

2. 取締役は、オリックスからの要求に応じる行為が当会社に損失を及ぼすものである、その他不当なものであると判断するときは、かかる要求に応じないものとする。この場合、取締役は、オリックスの監査委員会に報告することができるものとする。

第9条（監査の実効性の確保／監査補助者）

監査役は、その職務を補助すべき使用人（以下「監査補助者」という）を置くことを取締役に対し求めることができる。この場合、取締役は、使用人のうち適切な者を監査補助者に指名し、監査役の職務の補助をその使用人の職務とする。

2. 監査補助者についての指名、指名解除、評価、異動、懲戒を行うにおいては、取締役は、監査役の意見を徴し、これを尊重するものとする。

第10条（監査の実効性の確保／監査役への報告等）

監査役は、監査計画を立て、監査を実施する。監査役は、監査に当たり取締役および使用人に対し説明および資料提出等を求めることができ、求められた者はこれらを拒絶してはならない。

2. 取締役および使用人は、職務執行に関し法令、定款および当会社の規則等の違反、不正行為の事実ならびに当会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、監査役に報告するものとする。
3. 監査役は、第1項の監査計画、監査結果につきオリックスに報告するほか、前項により報告を受けた事項（ただし、軽微なものを除く）をオリックスに報告するものとする。
4. 監査役は、監査を実施するにあたり、その他監査に関して、オリックスの監査部門であるオリックス指名者と協議し、支援を受け、オリックスによる監督をも踏まえて監査の実効性を確保するものとする。

第11条（株主に報告すべき事項の報告をするための体制）

取締役および使用人は、職務執行に関し法令、定款および当会社の規則等の違反、不正行為の事実ならびに当会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、オリックスに報告するものとする。

第12条（オリックスの監査委員による調査等）

オリックスの監査委員会が選定する監査委員（監査委員の委嘱を受けた者を含む）は、当会社の事業の報告を求め、または業務および財産の状況の調査をすることができる。取締役および使用人は、これらを拒絶してはならない。

2. オリックス指名者は、当会社の運営、管理、その他当会社に関する一切の事項について、取締役および使用人に対し説明および資料提出等を求めることができ、求められた者はこれらを拒絶してはならない。

付則

この規則は、2006年6月19日から施行する。

第56期 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	90,031,373	流動負債	76,729,332
現金及び預託金	8,195,912	信用取引負債	16,816,016
預託金	47,315,499	信用取引借入金	7,156,568
顧客分別金信託	46,706,000	信用取引貸証券受入金	9,659,448
その他の預託金	609,499	預り金	13,148,941
トレーディング商品	191,918	顧客からの預り金	12,845,903
商品有価証券等	191,918	その他の預り金	303,038
信用取引資産	26,869,014	受入保証金	38,752,159
信用取引貸付金	21,000,785	有価証券貸借取引受入金	2,470,110
信用取引借証券担保金	5,868,229	短期借入金	4,650,000
立替金	47,952	約定見返勘定	108,081
顧客への立替金	35,090	前受収	674
その他の立替金	12,861	未払費用	653,524
短期貸付金	198,220	未払法人税等	42,679
募集等払込金	36,468	未払引当金	1,679
短期差入保証金	6,256,398	賞与引当金	85,464
前払費用	21,491	固定負債	308,571
未収入金	267,950	退職給付引当金	18,718
未収収益	597,456	役員退職慰勞引当金	3,940
繰延税金資産	206,987	執行役員退職慰勞引当金	4,960
貸倒引当金	△ 173,898	負ののれん	272,667
固定資産	5,113,073	その他の固定負債	8,285
有形固定資産	249,476	特別法上の準備金	709,756
建物	73,705	金融商品取引責任準備金	709,756
器具備	175,770	(金融商品取引法第四十六条の五)	
無形固定資産	1,377,870	負債合計	77,747,660
ソフトウェア	1,360,304	純資産の部	
電話加入権	15,666	株主資本	17,372,969
その他の無形固定資産	1,899	株主資本	3,000,000
投資その他の資産	3,485,726	資本剰余金	330,000
投資有価証券	990,627	資本準備金	330,000
関連会社株	699,998	利益剰余金	14,724,117
出資	4,822	利益準備金	130,000
長期差入保証金	706,155	その他利益剰余金	14,594,117
長期前払費用	1,943	別途積立金	9,140,000
繰延税金資産	1,031,416	繰越利益剰余金	5,454,117
長期立替金	166,565	自己株	△ 681,148
その他の他金	6,480	評価・換算差額等	23,816
貸倒引当金	△ 122,282	その他有価証券評価差額金	23,816
資産合計	95,144,447	純資産合計	17,396,786
		負債及び純資産合計	95,144,447

損 益 計 算 書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		7,019,866
受 入 手 数 料	5,044,263	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	173,941	
金 融 収 益	1,801,661	
信 用 取 引 収 益	1,422,457	
有 価 証 券 貸 借 取 引 収 益	57,488	
貸 付 金 収 益	36,251	
受 取 配 当 金	48,678	
受 取 債 券 利 子	7,719	
受 取 利 息	205,386	
そ の 他 の 金 融 収 益	23,680	
金 融 費 用		572,395
信 用 取 引 費 用	481,041	
支 払 利 息	90,139	
有 価 証 券 品 借 料	1,189	
そ の 他 の 金 融 費 用	25	
純 営 業 収 益		6,447,470
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,099,879
営 業 利 益		347,591
営 業 外 収 益		30,311
雑 益	30,311	
営 業 外 費 用		215
雑 損 失	215	
経 常 利 益		377,687
特 別 利 益		591,879
投 資 有 価 証 券 売 却 益	76,454	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	515,424	
税 引 前 当 期 純 利 益		969,566
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	543	
法 人 税 等 調 整 額	361,994	362,537
当 期 純 利 益		607,028

株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
前期末残高	3,000,000	330,000	330,000	130,000	9,140,000	4,847,089	14,117,089	—	17,447,089
当期変動額									
当期純利益	—	—	—	—	—	607,028	607,028	—	607,028
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△681,148	△681,148
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	607,028	607,028	△681,148	△74,119
当期末残高	3,000,000	330,000	330,000	130,000	9,140,000	5,454,117	14,724,117	△681,148	17,372,969

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
前期末残高	2,460	2,460	17,449,550
当期変動額			
当期純利益	—	—	607,028
自己株式の取得	—	—	△681,148
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	21,355	21,355	21,355
当期変動額合計	21,355	21,355	△52,763
当期末残高	23,816	23,816	17,396,786

【個別注記表】

当社の貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. トレーディング商品の範囲

トレーディング商品とは、トレーディング目的の金融商品をいい、当社が保有する売買目的有価証券及び売買目的有価証券に準ずる金融商品ならびにデリバティブ取引であります。

1-2. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）等及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

- (2) 関連会社株式

移動平均法による原価法

- (3) その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

1-3. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産

定額法

- (2) ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

- (3) その他の無形固定資産

定額法

1-4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算

額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、平成19年7月の執行役員制度の変更に降、執行役員分も含めて計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金に充てるため、役員退職引当金支給内規に基づき計算した要支給額を計上しています。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金に充てるため、執行役員退職引当金支給内規に基づき計算した要支給額を計上しています。なお、平成19年7月の執行役員制度の変更に、執行役員退職慰労引当金の追加の引当は行っておりません。

1-5. 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した金額を計上しております。

(追加情報)

金融商品取引法の施行に伴い、当事業年度より、金融商品取引責任準備金の繰入額に係る計算方法が変更となっております。この影響により、当事業年度の税引前当期純利益は235,987千円増加しております。

なお、従来、特別法上の準備金に計上していた「証券取引責任準備金」は、当事業年度末より「金融商品取引責任準備金」に科目名を変更しております。

1-6. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

1-7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当期より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会

計基準適用指針第16号)を適用しております。

なお、当事業年度に開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、1契約ごとの契約金額が300万円以下であるため、この変更による計算書類等に与える影響はありません。

また、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引についても、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

2. 貸借対照表等に関する注記

2-1. 有形固定資産の減価償却累計額

198,770千円

2-2. 差入有価証券及び受入有価証券

有価証券の消費貸借契約及び保証金代用等として、差し入れた有価証券及び受入れた有価証券は次のとおりであります。

(1) 差入有価証券

信用取引貸証券	9,967,447千円
信用取引借入金の本担保証券	7,585,792千円
差入保証金の代用有価証券	456,101千円
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	2,196,789千円

(2) 受入有価証券

信用取引貸付金の本担保証券	16,966,994千円
信用取引借証券	5,883,763千円
受入保証金代用有価証券	42,906,710千円

2-3. 親会社株式

固定資産(投資有価証券)には親会社株式143,889千円が含まれております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高の総額 310,380千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数	普通株式	460,000株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式	26,000株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

合併繰越欠損金引継	745,332千円
金融商品取引責任準備金繰入限度超過額	290,290千円
貸倒引当金繰入限度超過額	114,388千円
減損損失	49,205千円
賞与引当金繰入限度超過額	34,954千円
その他の投資等	14,764千円
退職給付引当金繰入限度超過額	7,656千円
未収事業税	△ 8,557千円
その他	6,852千円
繰延税金資産合計	<u>1,254,886千円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△ 16,482千円
繰延税金負債合計	<u>△ 16,482千円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u><u>1,238,404千円</u></u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.9%
(調整)	
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△ 4.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u><u>37.4%</u></u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び未経過リース料相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	未経過リース料
器具及び備品	356,761	206,905	159,621
ソフトウェア	328,371	204,031	132,591
合 計	685,132	410,937	292,213

7. 関連当事者との取引に関する注記

7-1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目
親会社	オリックス 株式会社 (東京都港区)	— (100%)	有価証券委託取引 リース取引	有価証券委託取引 (注1) (注3)	54,491	② 委託手数料
				リース取引 (注1) (注3)	158,513	② リース料
				出向受入 (注1) (注3)	84,263	② 出向受入料
				事務委託等	9,578	② 事務委託費等
				金融商品仲介料 (注1) (注3)	1,572	② 支払手数料
				短期借入金利息 (注1) (注2)	1,960	② 支払利息
				親会社株式取得 (三角合併に伴う) (注1) (注2)	1,672,553	① 投資有価証券

(注) ①貸借対照表 ②損益計算書

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引の開始にあたっては取締役会の決定事項となっております。

(注3) 取引の開始にあたっては執行役員会の決定事項となっております。

7-2. 親会社の子会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目
親会社の子会社	オリックス・ クリエイト 株式会社 (東京都港区)	— (—)	広告宣伝委託	広告宣伝委託 " (注1) (注3)	167,856 17,368	② 広告宣伝費 ① 未払費用
親会社の子会社	オリックス 信託銀行 株式会社 (東京都中央区)	— (—)	定期預金等	定期預金等 (金融商品取引責任準備金) (注1) (注3)	1,332,655	① 現金・預金
親会社の子会社	オリックス・ マリタイム 株式会社 (東京都港区)	— (—)	自己株式取得	自己株式取得 (注1) (注2)	681,148	① 自己株式

(注) ①貸借対照表 ②損益計算書

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引の開始にあたっては取締役会の決定事項となっております。

(注3) 取引の開始にあたっては執行役員会の決定事項となっております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	40,084円76銭
1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
貸借対照表上の純資産の部の合計額	17,396,786千円
普通株式に係る純資産額	17,396,786千円
普通株式の期末発行済み株式数	460,000株
普通株式の自己株式数	26,000株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	434,000株
(2) 1株当たり当期純利益	1,322円49銭
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
損益計算書上の当期純利益	607,028千円
普通株式に係る当期純利益	607,028千円
普通株式の期中平均株式数	459,003株

9. 退職給付に関する注記

(1) 採用する退職給付制度	
確定拠出企業年金制度及び確定給付企業年金制度	
(2) 退職給付債務等の内容	
① 退職給付債務及びその内訳	
退職給付債務	286,813千円
年金資産	△213,832千円
未認識過去勤務債務（債務の増額）	17,801千円
未認識数理計算上の差異（債務の減額）	△72,063千円
退職給付引当金	<u>18,718千円</u>
② 退職給付費用の内訳	
勤務費用	28,501千円
利息費用	5,281千円
期待運用収益	△2,410千円
未認識過去勤務債務の減額処理額	△3,751千円
未認識数理計算上の差異の費用処理額	4,061千円
退職給付費用	<u>31,683千円</u>
その他、確定拠出企業年金制度への拠出額は、11,858千円であります。	

- | | |
|-------------------|--------|
| ③ 退職給付債務等の計算基礎 | |
| 1) 割引率 | 1.9% |
| 2) 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| 3) 過去勤務債務の処理年数 | 12.5年 |
| 4) 数理計算上の差異の処理年数 | 13.0年 |

10. 企業結合に関する注記

パーチェス法適用関係

- (1) 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称
- ① 被取得企業の名称
ジェット証券株式会社
 - ② 被取得企業の事業の内容
株式の委託売買業務、募集及び売出しの取扱業務、外国為替証拠金取引の取扱業務
 - ③ 企業結合を行った主な理由
両社主力のネット証券ビジネスの規模拡大と、オリックス証券の経営基盤とジェット証券の商品企画力を融合し、営業基盤の強化を図るため。
 - ④ 企業結合日
平成21年3月29日
 - ⑤ 企業結合の法的形式
当社を存続会社とし、ジェット証券株式会社を消滅会社とする吸収合併方式
 - ⑥ 結合後企業の名称
オリックス証券株式会社
- (2) 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
平成21年3月29日から平成21年3月31日まで
- (3) 被取得企業の取得原価及びその内訳
- ① 被取得企業の取得原価
1,789,202千円
 - ② 取得原価の内訳

取得の対価	オリックス株式会社の株式	1,642,112千円
	株主からの買取請求権に基づく現金等	122,089千円
	取得に直接要した費用の額	25,000千円

(4) 取得の対価として交付した株式の種類別交換比率及びその算定方法

当社は、合併に際して、親会社普通株式710,214株を取得し、合併の効力発生日の前日における最終のジェット証券株式会社の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その所有するジェット証券株式会社の普通株式1株につき、親会社普通株式17,651,232株の割合で割当交付いたしました。

(5) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生した負ののれん

272,667千円

② 発生原因

企業結合時における時価による純資産の額が、取得原価を超過したことによるものであります。

③ 償却方法及び償却期間

合併効力発生日の翌事業年度から7年間の均等償却を行います。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額ならびにその内訳

資産合計 17,768,961千円（流動資産 17,688,977千円、固定資産 79,983千円）

負債合計 16,665,650千円（流動負債 16,592,325千円、固定負債 73,324千円）

(7) 企業結合が当期首に完了したと仮定した場合の当期の損益計算書への影響の概算額

企業結合が会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当会計年度の損益計算書は純営業収益が735,952千円増加し、営業利益が558,919千円、経常利益が589,615千円、税引後当期純利益が903,544千円減少します。

11. 重要な後発事象に関する注記

当社は平成21年5月18日開催の執行役員会において、JETFX及びJETFX2のサービスを終了することを決議いたしました。

(1) 目的及び理由

合併によりジェット証券株式会社から承継した外国為替証拠金取引サービスJETFX及びJETFX2を本年7月末までに終了することとし、オリックスFXへのスムーズな移行を図る。

(2) 終了の時期

平成21年7月31日

(3) その他重要な事項がある場合にはその内容

該当する事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月25日

オリックス証券株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 天 野 秀 樹 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 貞 廣 篤 典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリックス証券株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役の監査報告

監 査 報 告 書

第56期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他取締役の職務執行に係る監査について、次の通り報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監査役間の協議により、監査役栗井英明は事業運営と内部統制の分野を中心に、監査役松本 昭は財務と会計の分野を中心に調査を行い、その結果を監査役間で協議して監査を実施しました。

監査に当たっては、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席し、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、随時実地調査を行いました。

会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関しては、会計監査人より監査に関する品質管理基準（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当社の状況を正しく表示しています。
- (2) 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当です。
- (4) 計算書類とその附属明細書は当社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しています。
- (5) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 会計監査報告の内容となっていない重要な後発事象 ありません。

2009年6月1日

オリックス証券株式会社

常 勤 監 査 役 栗 井 英 明 ㊞

監 査 役 松 本 昭 ㊞

(4) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社

(i) 剰余金の処分

当社は、平成21年6月22日および平成21年12月9日を効力発生日として、以下のとおり剰余金の配当を行いました。

イ. 平成21年6月22日を効力発生日とする剰余金の処分（期末配当）の概要

配当財産の種類 : 金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式1株につき : 金200円

配当総額 : 461,936,200円

ロ. 平成21年12月9日を効力発生日とする剰余金の処分（中間配当）の概要

配当財産の種類 : 金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式1株につき : 金400円

配当総額 : 927,247,200円

(ii) 自己株式の消却

当社は、平成21年11月30日に会社法第178条の規定に基づき、以下のとおり自己株式の消却を行いました。

消却した株式の種類 : 普通株式

消却した株式の数 : 26,569株

② オリックス証券株式会社

(i) かざか証券株式会社のオンライントレード事業の承継

オリックス証券株式会社は、かざか証券株式会社のオンライントレード事業に関する権利義務を平成21年11月8日付で承継いたしました。概要は次のとおりです。

イ. 相手企業の名称および取得した事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日ならびに企業結合の法的形式および結合後企業の名称

a. 相手企業の名称

かざか証券株式会社

- b. 取得した事業の内容
オンライントレード事業
 - c. 企業結合を行った主な理由
口座数の拡大と預かり資産の積み上げによる収益基盤の拡大を目的として、かざか証券株式会社のオンライントレード事業に関する権利義務を吸収分割により承継することといたしました。
 - d. 企業結合日
平成21年11月8日
 - e. 企業結合の法的形式
オリックス証券株式会社を吸収分割承継会社、かざか証券株式会社を吸収分割会社とする吸収分割
 - f. 結合後企業の名称
オリックス証券株式会社
- ロ. 取得した事業の取得原価およびその内訳
分割対価 415百万円
- ※ 上記とは別に、オリックス証券株式会社は、かざか証券株式会社の吸収分割の効力発生日の前日付貸借対照表の分割対象事業（オンライントレード事業）に関する資産相当額から負債相当額を控除した金額（具体的には、平成21年3月31日付貸借対照表に基づき計算された金額（1,334百万円）に、効力発生日の前日までの変動を加味した金額である4,043百万円）を、資産負債差額調整金としてかざか証券株式会社に支払いました。
- ハ. 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその内訳
資産合計：15,377百万円（流動資産15,377百万円）
負債合計：11,334百万円（流動負債11,334百万円）

(ii) 丸八証券株式会社との通信取引事業の吸収分割契約の締結

オリックス証券株式会社は、丸八証券株式会社のインターネットおよび電話を活用した通信取引事業に関する権利義務を平成21年12月27日付で承継する吸収分割契約を締結いたしました。概要は次のとおりです。

- イ. 相手企業の名称および取得する事業の内容、企業結合を行う主な理由、企業結合日ならびに企業結合の法的形式および結合後企業の名称
 - a. 相手企業の名称
丸八証券株式会社
 - b. 取得する事業の内容
インターネットおよび電話を活用した通信取引事業
 - c. 企業結合を行う主な理由
口座数の拡大と預かり資産の積み上げによる収益基盤の拡大を目的として、丸八証券株式会社のインターネットおよび電話を活用した通信取引事業に関する権利義務を吸収分割により承継することといたしました。
 - d. 企業結合日（予定）
平成21年12月27日
 - e. 企業結合の法的形式
オリックス証券株式会社を吸収分割承継会社、丸八証券株式会社を吸収分割会社とする吸収分割
 - f. 結合後企業の名称
オリックス証券株式会社
- ロ. 取得する事業の取得原価およびその内訳
分割対価として、丸八証券株式会社から移管された顧客に係る月額国内株式委託手数料および投資信託の販売手数料の40%を、吸収分割の効力発生日の翌月から24ヶ月間分。
- ※ 上記とは別に、資産負債差額調整金として、丸八証券株式会社の吸収分割の効力発生日の前日付貸借対照表の分割対象事業（通信取引事業）に関する資産相当額から負債相当額を控除した金額（具体的には、平成21年3月31日付貸借対照表に基づき計算された金額（1,021百万円）に効力発生日の前日までの変動を加味した金額）を支払うこととなっております。負債相当

額が資産相当額より多い場合には、その差額が、資産負債差額調整金として、丸八証券株式会社よりオリックス証券株式会社に支払われます。

(iii) 剰余金および自己株式の処分

オリックス証券株式会社は平成21年11月18日に剰余金の配当と、自己株式の処分を行いました。なお、以下のとおり剰余金の配当額と自己株式処分に対する払込金総額がほぼ同額であったため、純資産の総額に重大な影響は生じておりません。

イ. 剰余金の処分の概要

配当財産の種類 : 金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
普通株式1株につき : 金31,389円
配当総額 : 13,622,826,000円

ロ. 自己株式の処分（募集株式の株主割当て）の概要

募集株式の種類 : 普通株式
募集株式の数 : 195株
募集株式の払込金額 : 1株につき金69,860,700円
(払込金総額13,622,836,500円)
割当方法 : 処分する自己株式を次の者に割当て、
総数引受契約によって行う。
オリックス株式会社 引受株式数195株

(iv) 自己株式の消却

オリックス証券株式会社は、平成21年11月18日に会社法第178条の規定に基づき、以下のとおり自己株式の消却を行いました。

消却した株式の種類 : 普通株式
消却した株式の数 : 25,805株

以 上

<インターネット等による議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成21年12月25日（金）の17時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

(2) 株主以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

<機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて>

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、同プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールB7
電話（代表） 03-5221-9000



- 交通 J R 「有楽町駅」下車 徒歩1分
- 「東京駅」下車 徒歩5分(京葉線東京駅と地下1階コンコースにて連絡)
- 東京メトロ有楽町線「有楽町駅」下車 徒歩1分(地下1階コンコースにて連絡)
- 日比谷線「日比谷駅」または「銀座駅」下車 徒歩5分
- 千代田線「二重橋前駅」下車 徒歩5分
- 丸ノ内線「銀座駅」下車 徒歩5分
- 銀座線「銀座駅」または「京橋駅」下車 徒歩7分
- 都営地下鉄三田線「日比谷駅」下車 徒歩5分

<お願い>お車でのご来場はご遠慮ください